

(様式 1-3)

須賀川市復興交付金事業計画 復興交付金事業等（須賀川市交付分）個票

平成 24 年 5 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	2	事業名	須賀川市市街地整備事業（市街地再開発事業）	事業番号	D-16-1
交付団体	須賀川市		事業実施主体（直接/間接）	須賀川市（直接）	
総交付対象事業費	71,700（千円）		全体事業費	71,700（千円）	
事業概要					
○東日本大震災により、市内の住家家屋の約半数が全壊や大規模半壊などの被害を受けました。特に市街地中心部におきましては、住家や店舗等の建物への被害が集中し、市庁舎、総合福祉センター及び第一小学校が使用不能となる甚大な被害を受けました。 震災において、市庁舎は災害時における防災拠点としての役割を果たすべきでありましたが、地震直後には使用不能となったため、隣接する体育館に災害対策本部を設置せざるを得ない事態となり、震災対応における関係部局間や市民との連絡調整等に混乱が生じた状況となりました。 さらに、市体育館は、緊急災害時の周辺住民の避難所として位置付けているため、災害対策本部機能と避難所機能が併存する異常な事態となりました。 また、市街地中心部に位置する総合福祉センターも使用不能となる被害を受けたために、市庁舎機能を代替える施設が失われ、現在における復旧・復興の取り組みにあたりまして、行政機能の市内各所への分散を余儀なくされ、市民サービスに支障を来している状況となっております。 このため、使用不能となった市庁舎の再建にあたりましては、震災を踏まえ、市民の安全・安心の確保を含めた防災・減災の観点から、市庁舎の耐震強化などの防災機能を充実させるとともに、敷地内にある公民館や図書館機能の移転を含め、住家被害が集中している市街地中心部の再構築を視野に入れた「市街地再開発事業」により、都市機能の充実強化を進める必要があります。 【事業概要】 ・市街地再開発事業基本計画策定 ・事業面積：3.86ha ・事業箇所：須賀川市役所周辺（須賀川市八幡町地内） 【市街地再開発事業】 ・担当省庁：国土交通省 ・事業名：市街地再開発事業（市街地整備） ・基本補助率：2／5 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 市街地整備事業計画策定、市庁舎基本設計策定					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災により市街地を中心に住家家屋の被害が市内全域におよび、全壊家屋が 1,132 棟、大規模半壊が 439 棟、半壊が 3,030 棟、一部損壊が 10,386 棟となるなど、市内家屋の約半数の建物に被害が生じ、市内 4 箇所の仮設住宅に 166 世帯、408 名が入居してい					

る状況となっており、市民生活に大きな影響を及ぼしました。さらに、災害時の防災拠点となるべき市庁舎が使用不能となる被害を受けたため、行政機能の市内各所への分散を余儀なくされ、市民サービスの支障を来している状況となっております。また、市民活動や市民交流の拠点として、また中心市街地における賑わい創出に重要な役割を果たしてきた総合福祉センターが使用不能となり、さらには第一小学校も使用不能となるなど、市街地中心部において甚大な被害が生じたところであります。※区域の被害状況も記載して下さい。

関連する災害復旧事業の概要

○仮庁舎建設事業

- ・ 建設場所：須賀川市牛袋町 1 2 番地（市文化センター駐車場）
- ・ 建設規模：建築面積 1,003.02 m²
延床面積 1,926.40 m²
- ・ 建物構造：軽量鉄骨ブレース
- ・ リース期間：平成 24 年 6 月～平成 28 年 3 月（46 ヶ月）

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

須賀川市復興交付金事業計画 復興交付金事業等(須賀川市交付分) 個票

平成 24 年 5 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	3	事業名	大黒池埋立調査設計委託事業		事業番号	◆D-16-1-1
交付団体		須賀川市	事業実施主体(直接/間接)		須賀川市(直接)	
総交付対象事業費		20,000(千円)	全体事業費		20,000(千円)	
事業概要						
○東日本大震災により、市街地中心部に位置する須賀川第一小学校においては、隣接する大黒池(別添図面参照)側に校庭の約半分が崩落するとともに、校舎にも甚大な被害を受けたため、使用不能となり、現在も仮設校舎での学校生活を余儀なくされております。 校舎及び校庭については、災害復旧事業により対応することとしておりますが、近年の集中豪雨や台風などにより、本市は甚大な被害を受けているため、隣接する大黒池が現状のままでは、藤沼湖同様に堰堤決壊による災害が起きる危険性が高いため、子どもたちや周辺住民の生命、財産を守る観点から早急な対応が必要であります。 このため、甚大な被害を受けた市街地中心部における防災・減災の視点から、大黒池の整備のあり方及び整備手法等について検討するとともに、埋め立て整備に関する調査設計を行うものであります。 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください						
当面の事業概要						
<平成 24 年度> 関係権利者等への説明、現地測量・実施設計						
東日本大震災の被害との関係						
東日本大震災により市街地を中心に住家家屋の被害が市内全域におよび、全壊家屋が 1,132 棟、大規模半壊が 439 棟、半壊が 3,030 棟、一部損壊が 10,386 棟となるなど、市内家屋の約半数の建物に被害が生じ、市内 4 箇所の仮設住宅に 150 世帯、365 名が入居している状況となっており、市民生活に大きな影響を及ぼしました。さらに、災害時の防災拠点となるべき市庁舎が使用不能となる被害を受けたため、行政機能の市内各所への分散を余儀なくされ、市民サービスの支障を来している状況となっております。また、市民活動や市民交流の拠点として、また中心市街地における賑わい創出に重要な役割を果たしてきた総合福祉センターが使用不能となり、さらには第一小学校も使用不能となるなど、市街地中心部において甚大な被害が生じたところであります。 特に第一小学校については、学校敷地に大黒池が隣接していたため、今回の地震によりグラウンドが池側に崩落するとともに、校舎も使用不能となる甚大な被害が生じ、仮設校舎での学校生活を余儀なくされている状況となっております。さらに大黒池においては、堰堤の役割も果たしていた道路も崩落するなどしたため、災害復旧事業により早急に対応したところではあります。市街地中心部に約 10 万トンもの貯留水を有する池があることは、防災上の観点からも好ましくはなく、池の下流域住民からも安全確保に関する要望書が市に対して提出されているところであります。 このため、市としては、台風時期を迎える前に早急な対応を図る必要があるため、災害復旧事業による第一小学校の工事と併せ、大黒池の埋め立てに関する調査、設計を行うこととしております。						

※区域の被害状況も記載して下さい。	
関連する災害復旧事業の概要	
○須賀川市立第一小学校災害復旧事業 ・校舎設計プロポーザル（Ｈ２３実施） ・基本設計、実施設計、校舎解体（Ｈ２４実施予定） ・校舎建設、グラウンド復旧工事（Ｈ２５～Ｈ２６実施予定）	
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。	
関連する基幹事業	
事業番号	D-16-1
事業名	須賀川市市街地整備事業
交付団体	須賀川市
基幹事業との関連性	
使用不能となった市庁舎の再建にあたりましては、住家への被害が集中した周辺地区の整備と併せた「市街地再開発事業」により、防災機能の充実強化を図ることとしておりますが、現在の市庁舎敷地は、市街地中心部における災害時の一時避難場所としては、敷地面積が充分でないため、避難者の安全確保の観点から敷地の拡張を検討しておりますが、一時避難場所の確保が喫緊の課題となっております。 また、市庁舎に隣接する第一小学校についても、災害時の一時避難場所として位置付けており、市庁舎周辺一帯を含めた通学区域となっているため、地域住民にとりましては、市庁舎敷地、小学校ともに一体的な避難所として捉えております。 しかし、今回の大震災により第一小学校は、使用不能となるとともに校庭が隣接する大黒池に崩落するなど、甚大な被害となりました。 さらに、大黒池は貯水量約１０万トンを有する農業用ため池ですが、今回の大震災により堰堤の役割も果たしていた道路の一部が崩落し、昨年の台風１５号の際には危うく決壊の危険性が生じ、東日本大震災に市民の尊い生命財産を奪った藤沼湖の堰堤決壊と同様な被害を下流域の住宅街や病院に及ぼしかねない状況となりました。 このため、大黒池の埋め立てによる学校及び周辺地域の安全確保と合わせ、防災広場としての整備を行うことにより、市庁舎の防災機能の機能充実を図るとともに、市街地中心部における防災施設の機能強化を図ることとしております。 大黒池埋め立て後の防災広場については、「災害住宅整備」も視野に入れ、今後検討していく考えであります。	

(様式 1-3)

須賀川市復興交付金事業計画 復興交付金事業等（須賀川市交付分）個票

平成 24 年 5 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	4	事業名	須賀川市市街地整備基本構想等作成委託事業	事業番号	◆D-16-1-2
交付団体	須賀川市		事業実施主体（直接/間接）	須賀川市（直接）	
総交付対象事業費	48,300（千円）		全体事業費	48,300（千円）	
事業概要					
○東日本大震災により、市内の住家家屋の約半数が全壊や大規模半壊などの被害を受けました。特に市街地中心部におきましては、住家や店舗等の建物への被害が集中し、市庁舎、総合福祉センター及び第一小学校が使用不能となる甚大な被害を受けました。 震災において、市庁舎は災害時における防災拠点としての役割を果たすべきでありましたが、地震直後には使用不能となったため、隣接する体育館に災害対策本部を設置せざるを得ない事態となり、震災対応における関係部局間や市民との連絡調整等に混乱が生じた状況となりました。 さらに、市体育館は、緊急災害時の周辺住民の避難所として位置付けているため、災害対策本部機能と避難所機能が併存する異常な事態となりました。 また、市街地中心部に位置する総合福祉センターも使用不能となる被害を受けたために、市庁舎機能を代替える施設が失われ、現在における復旧・復興の取り組みにあたりまして、行政機能の市内各所への分散を余儀なくされ、市民サービスに支障を来している状況となっております。 このため、使用不能となった市庁舎の再建にあたりましては、震災を踏まえ、市民の安全・安心の確保を含めた防災・減災の観点から、市庁舎の耐震強化などの防災機能を充実させるとともに、敷地内にある公民館や図書館機能の移転を含め、住家被害が集中している市街地中心部の再構築を視野に入れた「市街地再開発事業」により、都市機能の充実強化を進める必要があります。 【事業概要】 ・市街地再開発事業基本構想及び基本計画策定（市街地再開発事業の効果促進事業） ・事業面積：3.86ha ・事業箇所：須賀川市役所周辺（須賀川市八幡町地内） ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 基本構想・基本計画策定、都市計画図書作成、都市計画決定手続き					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災により市街地を中心に住家家屋の被害が市内全域におよび、全壊家屋が 1,132 棟、大規模半壊が 439 棟、半壊が 3,030 棟、一部損壊が 10,386 棟となるなど、市内家屋の約半数の建物に被害が生じ、市内 4 箇所の仮設住宅に 166 世帯、408 名が入居している状況となっており、市民生活に大きな影響を及ぼしました。さらに、災害時の防災拠点となるべき市庁舎が使用不能となる被害を受けたため、行政機能の市内各所への分散を余儀なくされ、市民サービスの支障を来している状況となっております。また、市民活動や市民交流の拠点として、また中心市街地における賑わい創出に重要な役割を果たしてきた総合福祉					

センターが使用不能となり、さらには第一小学校も使用不能となるなど、市街地中心部において甚大な被害が生じたところであります。※区域の被害状況も記載して下さい。

関連する災害復旧事業の概要

○仮庁舎建設事業

- ・ 建設場所：須賀川市牛袋町 1 2 番地（市文化センター駐車場）
- ・ 建設規模：建築面積 1,003.02 m²
延床面積 1,926.40 m²
- ・ 建物構造：軽量鉄骨ブレース
- ・ リース期間：平成 24 年 6 月～平成 28 年 3 月（46 ヶ月）

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	D-16-1
事業名	須賀川市市街地整備事業（市街地再開発事業）
交付団体	須賀川市

基幹事業との関連性

東日本大震災により使用不能となった市庁舎等の再建にあたっては、震災を踏まえ、市民の安全・安心の確保を含めた防災・減災の観点から、市庁舎等の耐震強化などの防災機能を充実させるとともに、現市庁舎敷地内にある公民館や図書館機能の移転を含め、住家被害が集中している市街地中心部の再構築を視野に入れた「市街地再開発事業」により、都市機能の充実強化を進める必要がある。

このため、基幹事業として取り組む「須賀川市市街地開発事業」の効果促進事業として、「市街地再開発事業」に係る「基本構想及び基本計画」策定について取り組むこととしております。